

目次

第1章 法の趣旨	1
1.1 法の目的	1
1.2 法の概要	1
第2章 制度の解説	6
2.1 用語の定義	6
2.1.1 土地の分類	6
2.1.2 土地の形質変更	7
2.1.3 崖	9
2.1.4 土石の堆積	10
2.1.5 工事主・工事施行者	11
2.2 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域	12
2.3 許可を要する工事	13
2.4 届出を要する工事	15
2.5 許可又は届出が不要となる工事	16
2.5.1 他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事	17
2.5.2 一定規模以下の盛土等の工事	18
2.5.3 工事の施行に付随して行われる土石の堆積	19
2.5.4 土地利用のために土地の形質を維持する行為	20
2.5.5 窪地等を埋め立てる行為	20
2.6 一体性の考え方	21
2.7 許可対象行為の考え方（土地の形質変更）	23
2.7.1 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超える場合	23
2.7.2 分離された複数の盛土等がある場合	24
2.7.3 許可対象規模の盛土等と物理的一体性がある場合	24
2.7.4 道路工事と一体的に私有地内で行う接続通路の設置等	25
2.8 国又は都道府県の特例	26
2.9 みなし許可	27
2.10 法に適合していることの証明書の交付	28
2.11 関係法令等	30
2.12 監督処分	31
2.13 改善命令	32
2.14 行政代執行	33
2.15 罰則	34
2.16 土地の保全	36
2.16.1 維持管理の主体	36
2.16.2 維持管理の方法	36
第3章 工事の許可申請手続等	38
3.1 手続の要否の判定	38
3.2 手続の流れ	39
3.3 標準処理期間	41
3.4 許可申請に必要な書類等	42
3.4.1 土地の形質変更に関する工事の必要書類等	44
3.4.2 土石の堆積に関する工事の必要書類等	47
3.5 申請手数料	49
3.6 許可又は不許可の通知	51
3.7 許可情報の公表	52
第4章 許可基準	53
4.1 住民への周知	53
4.2 技術的基準への適合	56
4.2.1 地盤について講ずる措置に関する技術的基準	57
4.2.2 擁壁の設置に関する技術的基準	62
4.2.3 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造	64

4.2.4	練積み造の擁壁の構造	71
4.2.5	設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用	73
4.2.6	擁壁の水抜穴	75
4.2.7	任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用	75
4.2.8	崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準	76
4.2.9	崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準	77
4.2.10	排水施設の設置に関する技術的基準	79
4.2.11	認定擁壁	79
4.2.12	特定盛土等に関する工事の技術的基準	79
4.2.13	土石の堆積に関する工事の技術的基準	80
4.3	資力・信用	83
4.4	工事施行者の能力	84
4.5	土地所有者等の同意	85
4.6	設計者の資格	86
4.7	土石の堆積に関する工事の期間	88
第5章	その他の手続	89
5.1	規制区域指定の際の工事の届出	89
5.1.1	届け出期間及び届出に必要な書類等	89
5.1.2	届出情報の公表	91
5.2	擁壁等を除却する工事の届出	92
5.3	公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出	92
第6章	工事着手から完了までの手続等	93
6.1	着手の届出	93
6.2	変更の許可又は届出	93
6.2.1	変更の許可	93
6.2.2	変更の届出	93
6.3	軽微な変更	94
6.4	工事の廃止	95
6.5	申請の取り下げ	95
6.6	許可に基づく地位の承継	95
6.6.1	一般承継	95
6.6.2	特定承継	95
6.7	中間検査	96
6.8	完了検査	97
6.9	検査等受検の流れ	98
6.10	検査項目	99
6.11	定期報告	100
6.11.1	報告の頻度	100
6.11.2	報告の方法・内容	101
第7章	条例・施行細則	102
7.1	さいたま市都市計画関係事務手数料条例	102
7.2	さいたま市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則	104
第8章	様式一覧	106
8.1	国様式	106
8.2	さいたま市様式	127
8.3	参考様式	142